



情報通信審議会 情報通信政策部会（第56回）
報告事項（1）情報通信政策の最近の動向について

データ流通・利活用の促進に向けた取組

平成31年4月
総務省

データ流通・利活用の促進に向けた主な取組

1. データ主導時代の データ流通環境整備

- ① デジタルプラットフォーマーを巡る取引環境の整備
- ② クラウドサービスの安全性評価

2. データ利活用による 新ビジネスの創出

- ③ キヤッショレスの普及
- ④ 「情報銀行」の社会実装

3. データ流通・利活用による安心・安全な社会の実現

- ⑤ デジタル共生社会の実現
- ⑥ 災害情報インフラ「レアラート」の普及・発展

デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備

- 昨年7月、経済産業省・公正取引委員会・総務省において、競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について検討。
- 検討会の有識者による提言として、中間論点整理を12月12日に公表し、中間論点整理を踏まえた政府としての「基本原則」を12月18日に策定。これに沿った具体的措置を早急に進める。

基本原則の概要

1. デジタル・プラットフォーマーに関する法的評価の視点

検討を進めるに当たっては、デジタル・プラットフォーマーが、①社会経済に不可欠な基盤を提供している、②多数の消費者（個人）や事業者が参加する場そのものを、設計し運営・管理する存在である、③そのような場は、本質的に操作性や技術的不透明性がある、といった特性を有し得ることを考慮する。

2. プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進

革新的な技術・企業の育成・参入に加え、プラットフォーム・ビジネスに対応できていない既存の業法について、見直しの要否を含めた制度面の整備について検討を進める。

3. デジタル・プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現

① 透明性及び公正性を実現するための出発点として、大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める。
 ② 各府省の法執行や政策立案を下支えするための、デジタル技術やビジネスを含む多様かつ高度な知見を有する専門組織等の創設に向けた検討を進める。
 ③ 例えば、一定の重要なルールや取引条件を開示・明示する等、透明性及び公正性確保の観点からの規律の導入に向けた検討を進める。

4. デジタル・プラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実現

例えば、データやイノベーションを考慮した企業結合審査や、サービスの対価として自らに関連するデータを提供する消費者との関係での優越的地位の濫用規制の適用等、デジタル市場における公正かつ自由な競争を確保するための独占禁止法の運用や関連する制度の在り方を検討する。

5. データの移転・開放ルールの検討

データポータビリティやAPI開放について、イノベーションが絶えず生じる競争環境の整備等、様々な観点を考慮して検討を進める。

6. バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築

デジタル分野におけるイノベーションにも十分に配慮し、自主規制と法規制を組み合わせた共同規制等の柔軟な手法も考慮し、実効的なルールの構築を図る。

7. 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

我が国の法令の域外適用の在り方や、実効的な適用法令の執行の仕組の在り方について検討を進める。規律の検討に当たっては国際的なハーモナイゼーションも志向する方向で検討する。

- 政府機関等が利用するクラウドサービスの安全性評価の仕組について、学識者、セキュリティ専門家等の参画の下、「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」を設置し、昨年8月から検討（事務局は総務省・経産省）
- 検討会の取りまとめ後には、検討結果を踏まえ、以下の政府文書等に必要な反映を行う方向で調整
 - 政府機関等の情報セキュリティのための統一基準群
 - 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
- 重要産業分野等において本制度の評価結果の活用を推奨していくことを前提に検討

制度の枠組み（案）

- 各省庁がクラウドサービスを利用する場合、登録簿に記載されたものから調達しなければならないとするもの
- 登録簿への記載のためには、登録しようとするサービスについて、監査法人等が政府が示す基準を満たすか否かの監査を行い、その基準を満たしたとするもののみについて、政府が登録

スケジュール

<2019年>	～4/16	制度の枠組みに関するパブリックコメント
	夏	各種基準の素案策定、基準に関するパブリックコメント
	年内	検討会最終とりまとめ。制度の立ち上げ
<2020年>	秋	全政府機関等での制度活用開始

(参考) クラウドサービスに係る世界の潮流 (海外の政府調達について)

4

- 海外の政府調達では、多くがクラウドファーストを掲げ、その後にクラウドサービスの政府調達に係る安全性評価制度を導入。
- 日本では、2018年6月にクラウド・バイ・デフォルト原則を採用したところ、安全性評価の仕組の検討が必要。

クラウド利用の方針	政府クラウド安全性評価制度	主な関連機関
2010年 「25 POINT IMPLEMENTATION PLAN TO REFORM FEDERAL INFORMATION TECHNOLOGY MANAGEMENT」 →クラウドファースト(cloud first)	2011年～ Federal Risk and Authorization Management Program 	General Services Administration (※独立政府機関) 
2011年 「Government Cloud Strategy」 →クラウドファースト(a public cloud solution first policy)	2013年～ G-Cloud framework 	Government Digital Services (※内閣府管轄)
2014年 「Australian Government Cloud Computing Policy」 →クラウドファースト(cloud first)	2014年～ Information Security Registered Assessors Program 	Australian Signals Directorate (※防衛大臣管轄) 
2011年 「e-Government masterplan 2011-2015」 →政府プライベートクラウドの構築、移行 (G-Cloud)	2013年～ Multi-Tier Cloud Security (MTCS:SS584) 	Infocomm Media Development Authority (※情報通信省管轄)
2018年 「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」 →クラウド・バイ・デフォルト	クラウドサービスの安全性評価に関する検討会において、安全性評価の仕組を検討中 	

出典：各制度HPより

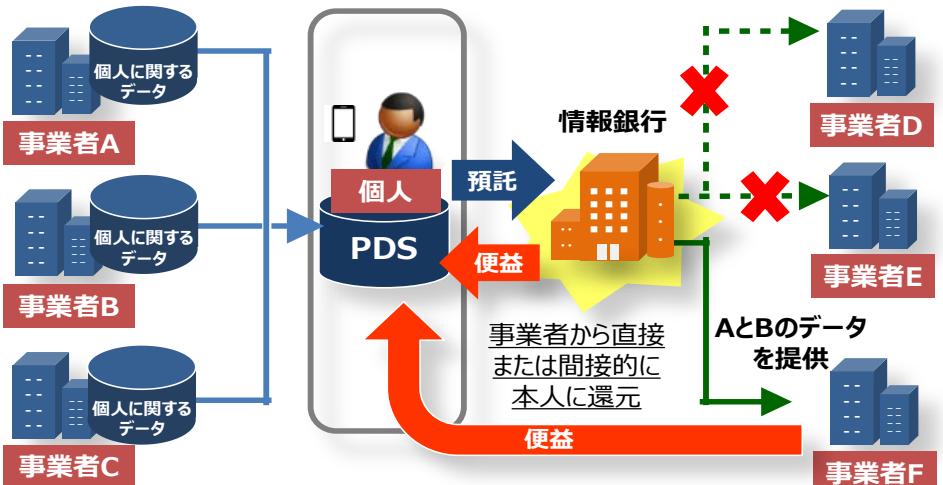
※一部の国では、安全性評価制度の構想と並行してクラウド利用の方針を出している。

情報銀行の社会実装に向けた取組

5

- 「情報銀行」は、個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を効果的に進める仕組であり、その普及により、新規サービスの創出や国民生活の利便性の向上などが期待される。
 - 2017年7月、情報通信審議会において、一定の要件を満たした者を社会的に認知するため、民間の団体等による任意の認定の仕組が望ましいとの提言。認定の仕組を有効に機能させるため、2017年11月より総務省・経産省で合同の検討会を立ち上げ、「**情報信託機能の認定に係る指針ver1.0**」をとりまとめ（2018年6月公表）

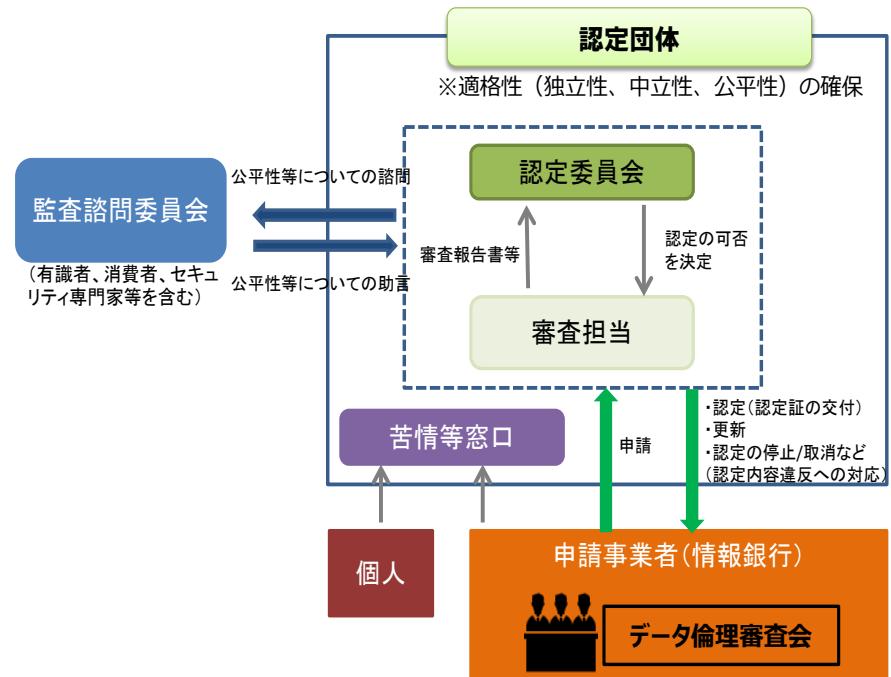
- 2018年12月、本指針を活用し、一般社団法人日本IT団体連盟が認定の申請受付を開始。
 - 2019年1月から検討会を再開し、実証事業などを踏まえた指針の見直しについて議論。



※PDS: 個人が自らの意思で自らのデータを蓄積・管理するための仕組み（システム）。
情報銀行は、PDS等の仕組みを活用して、データを第三者に提供する場合もある。

「AI、IoT時代におけるデータ活用ワーキンググループ 中間とりまとめの概要」（内閣官房IT総合戦略室）より

＜情報銀行の認定スキーム＞



(参考) 情報銀行を活用した実証事業①

6

まちづくり（ヘルスケア）分野とスポーツ・観光分野の情報信託機能に基づく パーソナルデータ利活用【地域、ヘルスケア、観光】

事業主体	(一社)おもてなしICT協議会、広島県、高松市、さいたま市、会津若松市、沖縄県、慶應義塾大学、日本アーバンスポーツ支援協議会
実施地域	さいたま市(美園まちづくり)、広島県
事業概要	<ul style="list-style-type: none">【まちづくり（ヘルスケア）分野】まちづくりのコミュニティの参加（1000名）による生活に係わる情報や行動データ、購買データを収集して、OneToOneによるパーソナルデータ利活用モデルの構築。【スポーツ・観光分野】情報仲介機能の手順（利用契約により第三者提供/利用目的明示）でパーソナルデータを取得したFISE広島世界大会における3万人のデータを利活用してファンクラブ化によるファンサービスの提供と新しいスポーツスポンサーモデルの構築。政府の政策および過去投資の活用、事業の継続性を踏まえた事業とする。自治体の関与での取り組みは、デジタル・ディバイド（できる者とできない者との間に生じる経済格差）とならない事業モデルの構築となる。

個人のIoTデータ等を活用したライフサポート事業【IoT】

事業主体	情報銀行事業者：(株)日立製作所、(株)日立コンサルティング 情報提供元：インフォメティス(株) 情報提供先：東京海上日動火災保険(株)、日本郵便(株)、デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)
実施地域	東京都近郊
事業概要	<ul style="list-style-type: none">日立製作所の社員200名を対象に、各家庭に設置する電力センサから得られる「電力データ」、個人が装着するリストバンド型センサから得られる「健康データ」、日立製作所が保有する「所得データ」、個人本人が入力する「基本データ」を活用し、以下のモデルケースにおけるデータ活用の有効性を検証する。<ul style="list-style-type: none">✓ 保有家電の特定に基づく、家電向け保険・サービス開発の可能性検証✓ 個人の在宅率の把握に基づく、再配達の削減につながる宅配ルート設計の可能性検証✓ 生活プロファイルに基づく、個人の関心に合ったWeb広告配信の可能性検証

(参考) 情報銀行を活用した実証事業②

7

情報信託機能を活用した次世代型トラベルエージェントサービス 【観光】

事業主体	株式会社JTB、株式会社JTBコミュニケーションデザイン、大日本印刷株式会社、上野観光連盟 他
実施地域	<滞在時間向上・回遊活性を課題とする自然・文化芸術モデル地区> 東京・上野エリア／京都・岡崎蹴上エリア
事業概要	<p>情報信託機能を活用した「次世代型トラベルエージェント」実証：旅行者のデータ活用判断支援・サービスマッチング・共通観光パスなどの機能を搭載した次世代型トラベルエージェントアプリの提供によって、スマートな旅行体験を実現し、サービス事業者へのデータ活用ダッシュボード機能の提供により、人口減少時代における観光サービスの効率化と旅行者との関係構築を支援する。</p> <p>認定スキーム検証：情報信託機能の認定指針をもとにした契約約款の策定/評価プロセスを実施し、契約策定や認定に関する課題を検証する。</p>

地域型情報銀行（情報の地産地消による生活支援事業）【地域、IoT】

事業主体	中部電力株式会社、大日本印刷株式会社、キュレーションズ株式会社、 豊田市役所、豊田まちづくり株式会社、株式会社山信商店
実施地域	愛知県豊田市（市街地）
事業概要	<p>○「地域型情報銀行」：情報の地産地消による生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">・生活者のパーソナルデータ（会員情報や行政データなど）および日常の生活データ（体重などの身体情報や家庭内の電力使用量などのセンサーデータ）を地域型情報銀行が集約・管理し安全安心に地域内で流通させることで、地域サービスの効率化・高度化を実現し、生活者の日常生活の不便を解消すると共に地域内の消費活性を図る。

情報信託機能を用いた個人起点での医療データ利活用実証事業【ヘルスケア】

事業主体	(株)三井住友銀行、(株)日本総合研究所
実施地域	大阪府他
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・情報銀行が要配慮個人情報である医療データを取扱う際の、法務面・システム面・ユーザー面（利便性や意識）・ビジネスモデル面等についての要件を整理。・様々な医療機関等から提供される医療データを、デジタル化して取り込み、安心・安全に管理できるPDS機能の提供・PDSに統合・蓄積された個人の医療データを、データ利活用事業者に提供することで、個人に便益を提供するモデルの検討

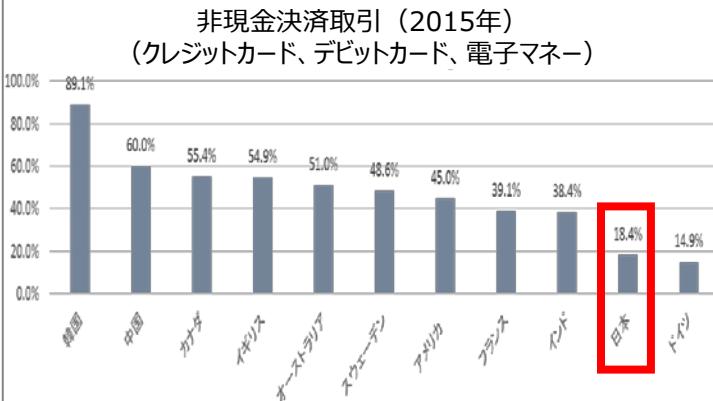
QRコード決済の普及に向けた取組

- キャッシュレス推進協議会が策定する決済用の統一(QR)コードの仕様、安価な手数料での提供等について、2019年度、総務省において実証を実施。
- 実証を通じ、モバイル端末を用いたキャッシュレス決済手段の小規模店舗を含めた広範な普及を図る。

これまでの取組・現状

- 「未来投資戦略2018」(平成30年6月15日閣議決定)において、**今後10年間でキャッシュレス決済比率を倍増すること**を目標にキャッシュレス化推進を図ることされた。
- 平成30年7月に、関係団体・事業者等による推進主体として、**一般社団法人キャッシュレス推進協議会**が設立され、平成30年度に**コード決済に関する統一技術仕様ガイドライン**を策定。

現状、諸外国に比べ低いキャッシュレス比率



実証概要（モバイル決済モデル推進事業【平成30年度補正予算：8.5億円】）

- 実証は、**福岡県、和歌山県、長野県、岩手県**の4県で実施
- なるべく多くの決済事業者の参加
⇒ ドコモ、KDDI、ペイペイ、LINEペイ、オリガミ、メルペイ、ゆうちょ、みずほ等を想定
(参加条件は、手数料1%程度+月2回の支払、手数料1.8%程度+翌日払い等)
- 人口100万規模の県で、2,000～3,000店舗の参加を目指す
(大手コンビニ等も含む)
⇒ 商工会議所等の協力により、実施県内の原則すべての市町村で説明会を開催
- 店舗以外のQRコード／バーコードを使った支払
⇒ 地方税・公共施設利用料・公共料金、交通機関、医療機関、JA直売所、さい錢等
- 自治体や地域の関係団体も参画した、継続可能な**「地域型」の(QR)コード決済導入モデル**を構築し、他地域にも展開

< (QR) コードの統一化 >

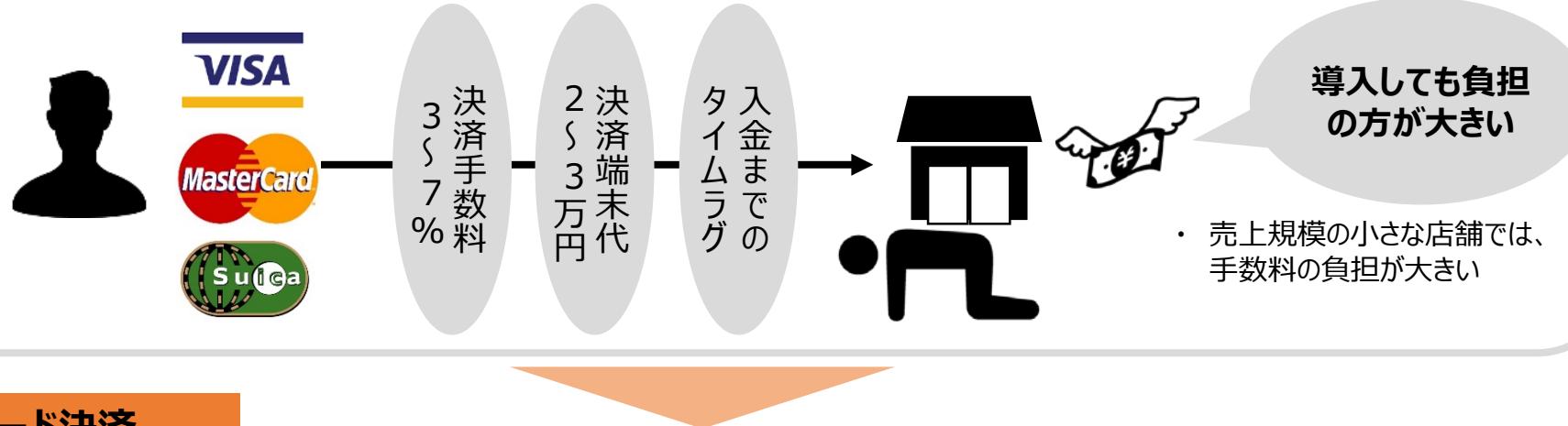


規格の統一によって、店舗側で少ない負担で多様な支払い手段を導入することが可能に。サービスのQRコード決済等の普及が促進され、消費者の利便性も向上

(参考) QRコード決済のメリット

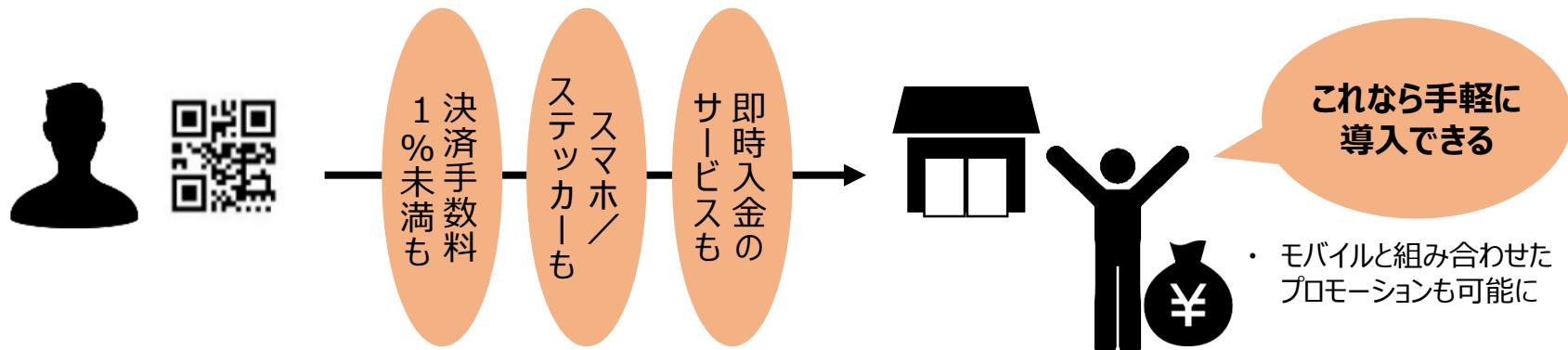
従来型の支払手段

店舗にとって導入によるコストが大きいことが、従来型のキャッシュレス支払がこれ以上普及するには壁となる。
(現状、小売店の 68%⁽ⁱ⁾、飲食店の 79%⁽ⁱⁱ⁾が未対応。)



QRコード決済

導入によるコストを下げることで、キャッシュレス支払に対応する店舗の拡大が期待される。モバイル端末を活用したマーケティングなど、新規サービスへの活用も期待。



(i) : 2014年時点。総務省・経済産業省『平成26年度商業統計』より算出。

(ii) : 2018年8月15日時点。「食べログ」(<https://tabelog.com/>)に登録されている全店舗の中から、クレジットカード決済に対応している店舗を抽出することで算出。

デジタル活用共生社会実現会議 報告の概要

10

目指すべき社会像

- 年齢、障害の有無、性別、国籍等にかかわらず、誰もがデジタル活用の利便性を享受し、又は担い手となり、多様な価値観やライフスタイルを持って豊かな人生を送ることができる「包摂的（インクルーシブ）」な社会の実現

解決すべき課題

高齢者

- 身体・認知機能の低下
- 生きがい、再活躍の場
- 独居世帯の増加、つながりの希薄化

障害者

- 日常生活等の支援
- 就労環境の整備
- 社会の意識改革（心のバリアフリー）

育児・介護等世代

- 育児・介護等による離職防止
- 仕事と育児・介護等の両立
- ICTスキル習得による活躍のきっかけ作り

多文化共生

- 言葉の壁
- 生活基盤の立上げ（各種手続等の支援）
- 文化等の相互理解

Society5.0時代を支えるIoT、AI、5G等のICTの技術が進展する中で、デジタル活用の利便性を誰もが享受できるよう、課題解決に向けたICT活用施策を講じる

① デジタル活用支援員

- 高齢者等が身近な場所で身近な者にICTに関する相談ができる「デジタル活用支援員」の整備等

② 地域ICTクラブ

- プログラミング等のICTに関し地域で世代を超えて知識・経験を共有する「地域ICTクラブ」の全国展開
 - 多世代交流モデル
 - 障害者、育児・介護等世代等のICT習得支援連携モデル
 - 多文化共生モデル等

③ 障害当事者参加型技術開発の推進

- 日常生活に資する障害当事者参加型のICT関連製品サービスの企画・開発・普及
 - 開発助成の強化
 - 障害者のニーズに適した機器・サービス情報や、機器開発用データ入手等のための障害者関連情報共有プラットフォームの構築

④ 情報アクセシビリティの確保

- ICT機器がアクセシビリティ基準を満たしているかどうかを企業が自己評価する仕組（日本版VPAT）の導入
- 政府情報システムの調達における調達要件の強化（日本版VPAT活用等を追加）
- 政府全体への提言等

⑤ その他

- 障害者、高齢者、育児・介護等世代の就労支援（テレワーク等の環境整備）
- 多文化共生に向けた「やさしい日本語」の活用の促進による多言語音声翻訳システムの精度向上、地方自治体等における多言語自動応答システム導入等の支援
- 行政手続等における官民オープンデータの推進（アプリ開発の推進）等

「今後のＬアラートの在り方検討会」について

- Ｌアラートは、全国的な普及が進み、災害情報インフラとして一定の役割を担うようになってきたことから、その現状を概括し、今後の在り方に關し、発信情報の多様化、情報伝達手段の高度化・多様化、持続的運用等の課題を検討するため、総務省では平成30年7月から検討会を開催し、同年12月に報告書を取りまとめ。（座長：山下 徹（株）NTTデータシニアアドバイザー）

報告書の骨子

第1章 Ｌアラートの経緯と現状

- 平成20年の総務省研究会報告を踏まえ、実証実験後、平成23年から一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）が本運用を開始。平成31年度当初に福岡県が運用開始すると全国の市町村からの発信体制が整備。Ｌアラートの情報は放送を中心に多様なメディアで利用が進展。
- 平成28年熊本地震や本年度の大規模災害でも、避難勧告・指示、避難所開設情報等の多くの情報を配信。

第2章 今後のＬアラートの普及・発展のための課題

【主な課題】

(1) Ｌアラートへ発信する情報の多様化

- 地方公共団体からの災害関連情報の発信（発信情報の多様化など発信体制の向上、市町村における認知の向上等）
- ライフライン情報等の発信の推進（電力・水道等の情報発信、河川情報の発信、道路情報・交通情報等の取扱い等）

(2) Ｌアラート情報の利用の多様化・高度化

- スマートフォン等での利用の促進（スマートフォンアプリ、デジタルサイネージ、カーナビ等での利用の促進等）
- 情報伝達者以外への利用の拡大（住民等に情報を伝達するメディアのみならず、企業・公的機関等にも利用を拡大）
- Ｌアラート情報の地図化の推進（災害関連情報の視覚的把握が可能になるものであり、標準仕様の策定等が必要）

(3) Ｌアラートの持続的運用等

- 災害関連情報の正確性・迅速性の向上（情報を発信する防災情報システムの機能向上、事前の体制の整備・強化）
- 安定的・持続的な運用基盤の確保（Ｌアラートの運営に要する費用を、利用者により負担していく考え方の転換）

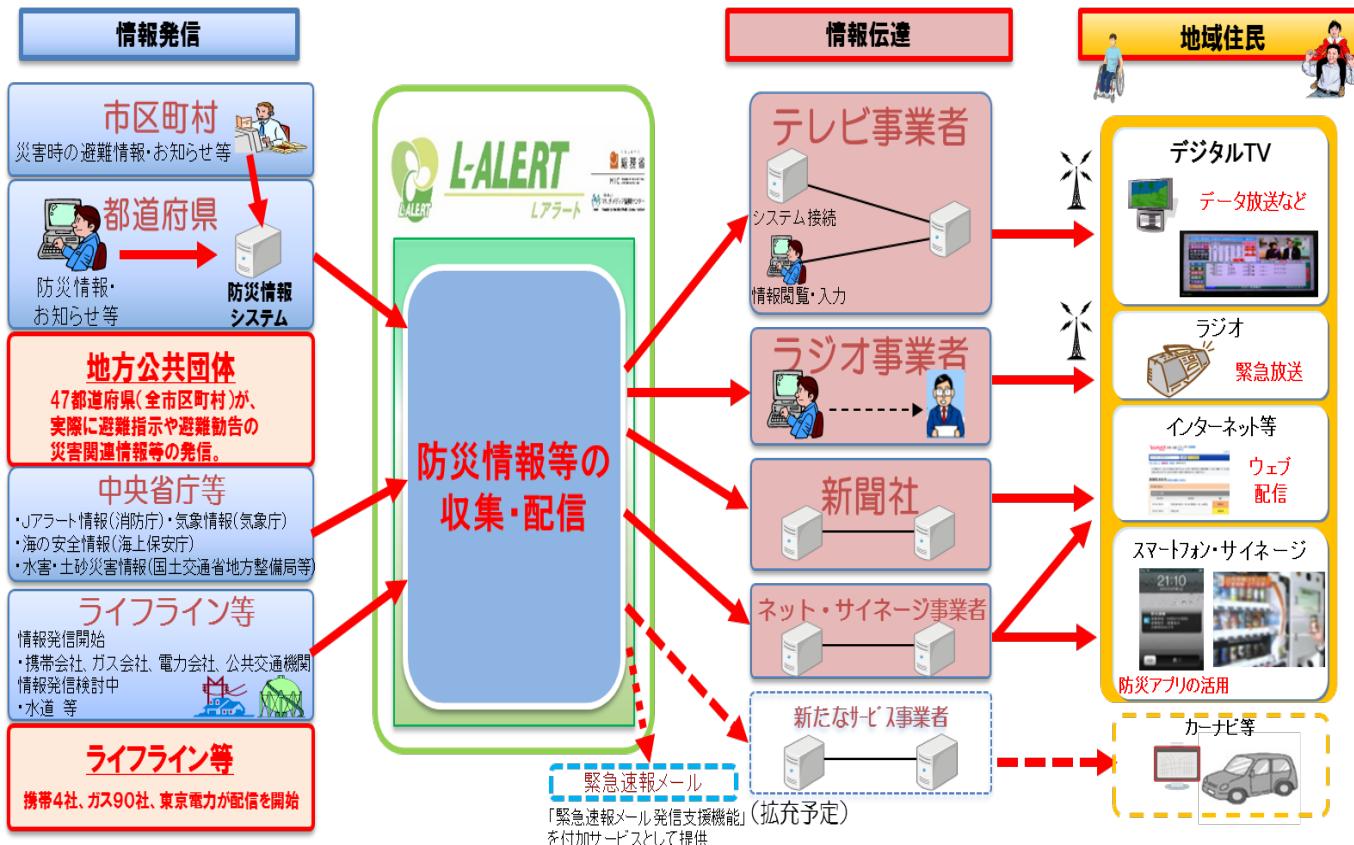
第3章 今後のＬアラートの普及・発展に向けて

- 今後のＬアラートの発展の方向性としては、「簡素・便利で持続的なプラットフォーム」を目指すべき。
- 総務省と運用主体（FMMC）は、関係府省庁・関係団体等との連携や地域における連携を図り、必要な取組を推進すべき。

(参考) 現在のLアラートの概要

- L (Local)アラートとは、地方公共団体等が発出した避難指示や避難勧告といった災害関連情報をはじめとする公共情報を放送局等多様なメディアに対して一斉に送信することで、災害関連情報の迅速かつ効率的な住民への伝達を可能とする共通基盤。
- 総務省では、災害時における、より迅速かつ効率的な情報伝達実現のため、Lアラートの一層の普及・活用を推進。
- 一般財団法人マルチメディア振興センターが運営。
- 地域住民等は、情報伝達者を介して、Lアラートから配信される公共情報を取得。

< Lアラートの仕組み >



< Lアラート導入の効果 >

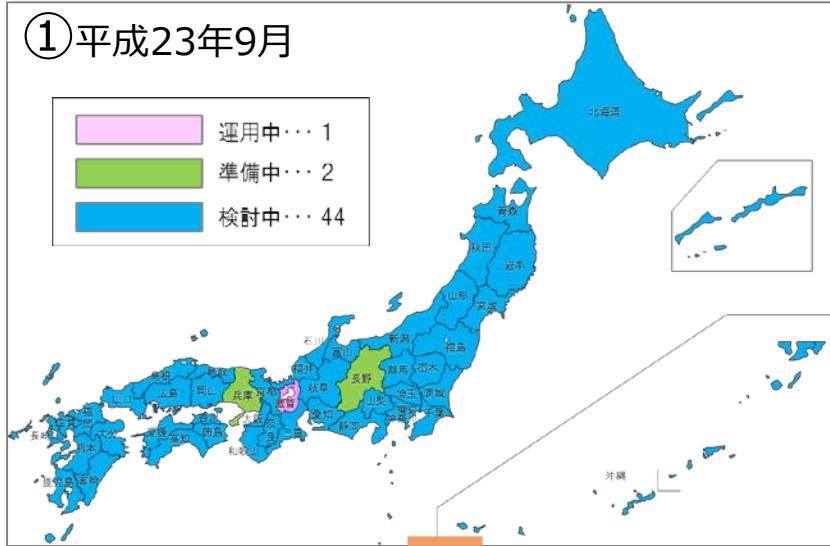
- | | | |
|---|--|--|
| <p>情報発信者</p> <ul style="list-style-type: none"> テレビや携帯電話、ネットなど多様なメディアを通じて、確実・迅速に住民へ情報提供。 情報伝達に係る個別入力がなくなり負担軽減。 | <p>情報伝達者</p> <ul style="list-style-type: none"> データ入力の手間を省いた確実・迅速な情報伝達が可能。 標準データ形式による情報入手により効率的な情報提供やコストの削減を実現。 | <p>地域住民等</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様で身近なメディアを通じて、いつでも、どこでも確実・迅速に情報を入手することが可能。 災害に関する緊急情報をリアルタイムに受信可能。 |
|---|--|--|

(参考) レアラートの全国普及

- 平成31年4月から福岡県が運用を開始したことによって、全都道府県での利用が実現し、全ての地方公共団体からの情報発信が可能な体制が構築。

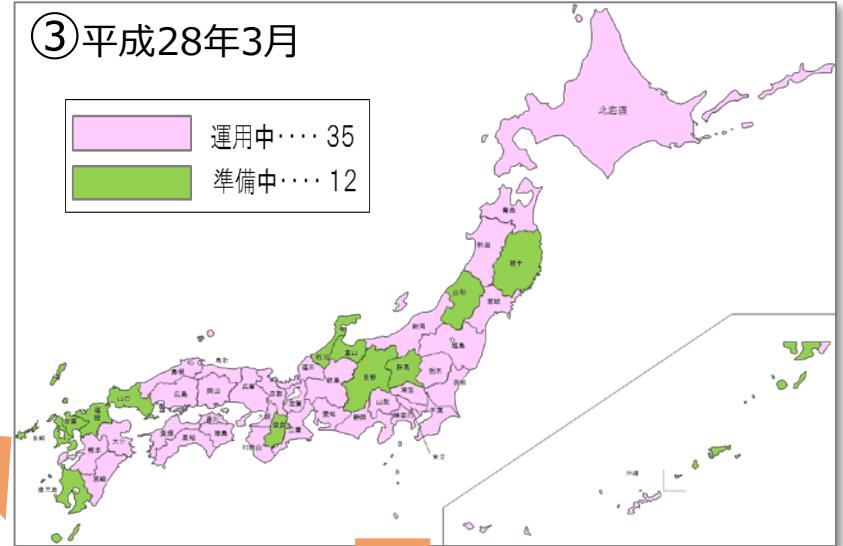
①平成23年9月

	運用中… 1
	準備中… 2
	検討中… 44



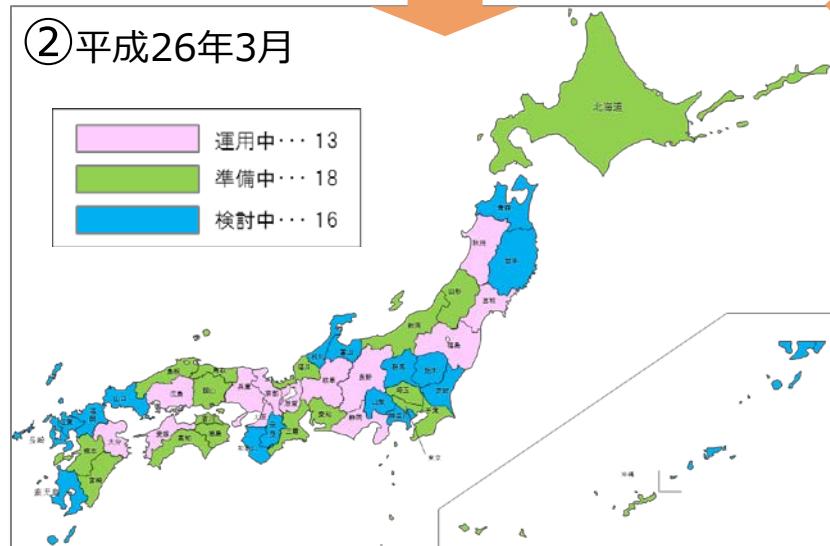
③平成28年3月

	運用中… 35
	準備中… 12



②平成26年3月

	運用中… 13
	準備中… 18
	検討中… 16



④平成31年4月

	運用中… 47
--	---------

平成31年4月1日
福岡県 運用開始

